

社会福祉法人にしあいづ福祉会 苦情解決

利用者及び家族等から苦情があった場合、速やかに対応し解決を図り、利用者に対して、より良いサービスの提供をするために苦情解決委員会を設置しております。

各事業所に理事長より指名された苦情解決責任者を置き、誠意をもって利用者等からの苦情の解決にあたります。

更に、苦情解決に社会性或客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な苦情の解決を図るために、法人に第三者委員を2名置いております。

－第三者委員－

長谷川孝志

矢部征男

伊藤てる子

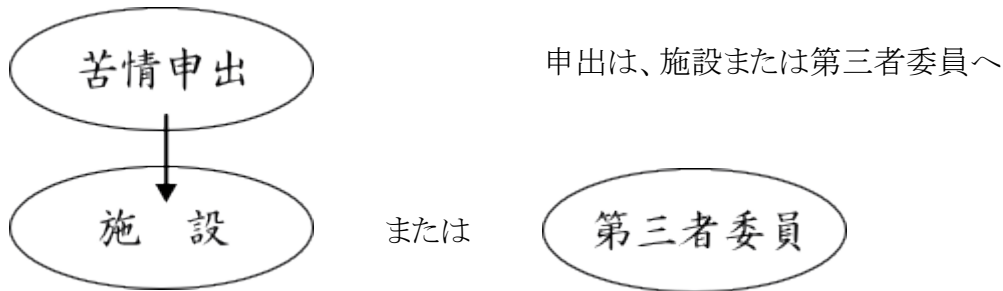
平成 29 年 4 月 1 日現在

－苦情受付担当者・苦情解決責任者－

事業所	苦情受付担当者	苦情解決責任者
特別養護老人ホーム「さゆりの園」	岩原祐美	安部昭久
さゆりの園ショートステイ	大田真紀	安部昭久
さゆりの園デイサービスセンターⅡ	薄 三平	安部昭久
訪問介護事業所	折笠みゆき	佐藤広美
居宅介護支援事業所	伊藤健治	赤城富美江
障がい相談事業所にしあいづ	佐藤千春	佐藤広美
地域包括支援センター	石井里恵子	秦 千香子
介護老人保健施設憩の森	小林栄里	伊勢亀久美子
憩の森短期入所療養介護事業所	近藤貴之	伊勢亀久美子
憩の森通所リハビリテーション事業所	大山 俊	伊勢亀久美子
グループホームのぞみ	若林まゆみ	佐藤小百合
高齢者生活支援ハウス	伊藤智美	安部昭久
こゆりこども園	目黒はるか	渡部栄二

福祉サービスに関する苦情解決の仕組み

福祉サービス利用者(家族等を含む)



法人・事業者による解決

<苦情(意見)の受付>

受付担当者より第三者委員へ受け付けた苦情内容の報告

<苦情内容の確認>

第三者委員より申し出人へ苦情を受け付けた旨を通知

<話し合い>

利用者と施設の話し合い(必要があれば第三者委員の立会い等)

<改善状況等の報告>

施設内で解決した時、苦情解決責任者より第三者委員へ報告

未解決

法人内で苦情解決が出来ない場合は、運営適正化委員会へ相談、助言、斡旋を受ける。

福島県運営適正化委員会
福島県社会福祉協議会に設置